

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年3月18日付けで行った児童手当額改定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、審査請求書及びその添付資料等から判断するに、おおむね下記の理由により、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、従前より生活保護を受けていたところ、令和2年1月23日に〇〇市から〇〇区へ転入し、それに伴い、同年3月13日に、請求人世帯に対する保護について〇〇市から〇〇区に移管された。当該保護において、収入認定額が25,000円（児童手当）となっているにもかかわらず、〇〇区から支給される同年2月以降の児童手当は20,000円となっている。また、〇〇区は、請求人に対し、本件審査請求時点において、未だに児童手当を支給していない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 4月27日	諮問
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）
令和3年 7月30日	審議（第57回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給する（法4条1項）。

(2) 認定手続

児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号ないし3号に係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない（法7条1項）。当該認定を受けた者が他

の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様である（同条3項）。

また、法施行規則1条の4第1項によれば、法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第2号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

(3) 児童手当の支給額及び減額改定

法7条1項の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが3歳に満たない児童又は3歳以上小学校修了前の児童である場合で、当該3歳以上小学校修了前の児童が1人又は2人いるときは、児童手当の支給額は、15,000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額とする（法6条1項1号イ(1)(ii)）。

受給資格者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う（法9条3項）。

(4) 支給開始時期について

児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが（法8条2項）、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める（同条3項）。

児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う（同条4項）。

2 本件処分の検討

(1) 事実認定

本件においては、次の事実が認められる。

請求人は、本件子どもらの父であり、本件子どもらと同居の上、監護し、かつ、生計を同じくしている。請求人は、令和2年1月23日に〇〇市から〇〇区へ転入し、翌24日に、処分庁に対し本件申請を行った。

本件請求書收受時点（令和2年1月24日）において、長女は満5歳であり、また、長男は同月30日に満3歳になった。

(2) 児童手当の減額改定

以上の事実によれば、請求人への児童手当の支給は、本件申請書が処分庁に收受された令和2年1月24日の属する月の翌月（令和2年2月）から開始されることになる。

また、請求人において、同月30日に児童手当の減額事由（対象児童である長男が3歳に達したこと）が生じたといえるのであるから、同年2月分の児童手当から、本件子どもらはいずれも「3歳以上小学校修了前の児童」として児童手当の額を算定されることになる。

したがって、請求人に対する児童手当の支給額としては、令和2年1月までは、「3歳以上小学校修了前の児童」（10,000円）が1名、「3歳に満たない児童」（15,000円）が1名として月合計25,000円とされていたが、同年2月からは、法9条3項の規定に基づく減額の改定が行われ、「3歳以上小学校修了前の児童」（10,000円）を2名として月合計20,000円に変更されることとなる。

(3) 小括

よって、請求人に対する児童手当の支給額を令和2年2月支給分

から減額改定（25,000円から20,000円へ減額）する旨の本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであって、違算等も認められないことから、本件処分が違法又は不当であるとすることはできない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のことから本件処分の違法性及び不当性を主張しているものと解されるが、上記2のとおり、請求人に対して支給する児童手当が減額される旨の本件処分は、上記1の法令等に基づいた適正なものであるから、請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

なお、本件処分には関係しないが、請求人の主張を踏まえ、以下に念のため付言する。

請求人は、令和2年2月から、児童手当が1円も支給されていない旨の主張をしているが、法8条4項の規定に基づき、令和2年2月ないし5月の4か月分の児童手当は、同年6月に支払われることとなっている。そして、関係資料によれば、実際に、児童手当として令和2年6月9日に請求人の銀行口座に80,000円（20,000円×4か月）が入金されたことが認められるのであるから、処分庁の支給手続において違法又は不当な点はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来